

夕雲雀附錄

EST

C Wagnan

夕雲荘附錄

新撰大石記夏之卷抜書

大石謀計之事

官裁既より下て愁訴路施ぬき、内務省主て法
令と城を拓き集めてゆるゝ、内務省にて御下知奉
り候と主て中心の訴（免角）を以て訴がれ、内閣は
も取つて其城を拓いて討死とぞうらむ他事
いふ無れ、然れど陪臣として天下に對しまで稍とほしも
事誅小一掌として江河を防ぎ孤豚の聲として帝と
略々笑と拓く事と主減一ひ傾て敵事に
つも人臣氣者其罪死ても猶餘つて有る者勿思

石へいり不ねと不残謹候わらてとゆけまひ皆く者
義一定可然覺る今は義よ一命と輕せん行ふ
て多年は恩顧と報ひゆて泉下に於て亡君
渴一まん況や主憂私財を臣辱すゑ主辱の時を
后死といり徳令天下に對一まつらどりた義よ於て
何を妨しゆ快くゆせひ前も助む悦い燕く、所後日
參會して你評議史定役至く能く心腹と國の
底き來會するきもゆ會ひ者も退か、極其日不
もて集ふ者と魚捨されよ先日寄合、仍尔同過よ
減少し絶へ内為ゆけふ、當家申れ士殘らるる新城
いふとも天下挾引情じこととて千萬もあれた一日

の防戦と雖うらんよ傳て、夜よ滅少す、もう一人
矢くけみぬせ、夜戦とそ様の一ヶ夜と中、國の得
了かる、江波が竪城れ、夜、存、施スの愁うれ事、仕あ
天下乃嘲笑て、受じ、雪上よ霜とかの恥辱、不思
ほりる處、不論、上使と、門清蛇存念と、夕達、城中
よもして各一同、切腹と遂げ、亡君(追付)、是結怨之
うんう係りきも意見と承る、宜かんもとこそ用
ひの旨と不ねと明る、こゆせひ御すと作らねば
免と角と貴魯れ、即下知と隨て殉死とをしゆく、今度
往行時も早と君と追付す、告げて簡外をす
事も一同と追着攻し、左の、述心底と窓めき

まで二度下城わふまき是れ從て來の日小死る
立候れ出仕わるて支しも城門と圓の上使と相侍
斗小仕一に密くや食ひけりよ細りと領掌して相役
日限も七城役もよ給人下乃もた小二度同の人数も之を
減ナ一残て終六十余入也肉身を以て先日ヤ食ひ四束
食ひき軍又多有之然き、併せてハ該モ一と殉死仕
是先悟前に他事のふまきと仰せ、何事も畏るはなし
念故老母妻子等と向後こそ小行付て再び海寇に犯
參事之必死の是語みて死も何んぞ舊恩厚義と忘
却くも浮雲れ富貴と貪つて武贊と未だよ流レタんや
世人潔くアソシテ、時内幕秘密より先づ喧嘩

乃起ア並て仰あがめ仰祭同よ背き時既こヤ
敵中よれてれは形と君の誤としてば知るうハ公儀一
對一憤りと食し儀毛頭無事小各々支程小亡君
の為小忠先と遂ニヨキ不存小翁と爰小相役役一
事奉仰先此度城と、異儀ねくお渡一一旦命在
上也女と討取つて亡君の憤りと体免其上めて切腹役
尔尊靈と海至わるて一也皆役詰最初も存焉爾尊
法家中れ心底絶半ゆ小先は城小於て切腹せり今小
業代と今日すて小院も異度の軍多くは各の儀
始申政不相度今日も參會此事小得も密該小及い
ひと謀畧計算多細小演速一けき、ハ一々と承認地

う耶歎ふたよひ存してアモ黙止ひつ徳を企小竹
何うれんと云とわき、亦一人進みてはとお仕事一車
多儀の計署にて早速小ハ成就。覗くない無
れ其期と見合ヤ内老人ハ勿傷若き者たゞも
生死の間小竹て、號斗ハ萬一此儀不相調小竹て、殊情
き素る。天下人口の嘲マ何マ是と塞きん
や免角先日即因該の通 上使トリ請切腹を設モ小竹
一トヤセハ又一車軍皆義よ同志者と竹と因爲及
てヤケルハ作先某事ト病者の事ハニハニ朝まで
存命難斗ムトモ紹基相果ヒタケ核小ア合儀
モ各トヤドヒテカヨ指毛流ヒンや若又若モ不章

にして又人十人病人わざたある而ヒヤ該一竟小竹
望どるど遂げて假一きも跡一かさふ事於ノ筋
の恩澤よ浴して枕と泰山の安キトキト事ハ是誰力
せや然る小今法士の内にも不斐被放人教爻有之
は各ケ核よ亡君れ為よ一命と拠テ事拔群の忠節
ヨハ天道の冥惠よモ叶い鬼神と何ニ其忠義の
情と見終給ツル無きハ殊小竹事と達さん事
何の疑ウ。き今度誠とモモ小相済一ノ甲斐耶と
て謙訪と受け若き人ふとハ一旦罪義たまき給
きこととて既ハ悔て心よ無らも。唯行と早速に
至りと遂げぬ。潔く切腹して末世小底尼鑑

といひを佳名と永く千歳よ傳之給ん心掛るゝ一成
へれりも理をきくてヤル所は各一統よ信仰へ能くら斗
ひひつる物の事小めて懼ア謀と好て成る勇士はゆゑ
おほ先聖の格言や廿上ハ縱勢をき力窮つて少ハ醸よ
おきてと彼独支上野又よう前と秋う鉢さき小
務費さと君の孝養は併へん事蹟と廻すへんもと
憚るふゆく廣言一人全く黒夏有へんとそ一通
れ起請文と相あつて血刃とみて盟と約一各勇進
んて上使は下向とも相侍け

赤穂一上使到るに砌建屋を御削れ事
條ノ

- 一今度播磨國赤穂城石の間萬事ハ法度
之趣堅可相守事
- 一喧嘩に端令停止ハ若於違犯者雙方可誅
罰之萬一千石擔其科可重於本人事
- 一猿不可伐採竹木并不可押賞狼藉事
- 一家中面々武具諸道具可犯ハ身家中車城下引
拂儀十九萬京女差代及到去日三十日限下ト
但給人赤穂よ當と有之度族遂穿鑿心事小
先括金一立退度族先より安達乱可宥信
之を從事人訖文可遣事

附家中明屋浦番、儀町人瓦爐等動事

一種儀儀藏くうあ之儀付事安樂者常言て爲取

納事

附年貢未進可ね事

一 未進方にれは男女儀主役可爲れ對策事
於無其紛詬代勿論事

一 僮物者可爲訖文次第事

右之通事作出間等可相守若令遠宵者専處麥秆

元禄十四年己酉月

柿原宗女

荒木十九馬

内藤助赤穂立退事

内藤助赤穂立退一折と泣く心中の悲緒を述べ

身ぬつて一君館波もこれて満汝まする我源
因爲汝字源田原片身も小忍して暫く時と待て
小此度赤穂の城と異儀なく渡り弓遠退散とて上校
家ともいぬつゝオ内藤助行跡と聞者とて何が
けるよ因爲是と凡のやうゆめより自ら懦者ひしと酒
宴を興よシオと漏れ親類不絶にも疎くまで明言不義
仰詮のこじて隠居地山科よ承の后見と仰せ毎日
見うよもて予ハ病身にて明日餘命も計り難れたる
爲ひあよシ様よ席相成とて何とて立腹すと只安住の思
れ心得ゆき体も煩ふといひかくの人に今ハ中々主れ旧
恩を蒙れ忠義の志などと思ひよる事や金珠も時あり

行かよと云ひてはるす外一味の者たれど本家
と賞外より一向よ後景との討きた内より身を義の又墨
らぬ心を有ひきを諒も因爲つゝ思ひもあ一味の内
あり事れ漏ゆきに北を隠謀外よ世よ者敗乃
教なり事焉れよ及てハ痛悔脇を噬し少と之の益
あんとてうれす一味同心の誓紙也。先自承判破
ア一味の志の方々も爲て口合せ一儀當時の勢よて、
やうと達せん事中叶ふても見えぬ然が若にも対
いわゆる上方のことをやうと見えぬ事と
主花と堂上方とも奉公ひもせり。史記誓紙乃
判を破すを。間名にと破らばとさへ見其意

に住むるよりは久留三年を以て今者先是を
此言波までとて仕も寄合會議してはなれど
天運より早めれどもも頼み小死り肉を殺
心底よなつてゐる。是は惜しひ候。今道路よ餓死をも
仰ぎ向ふ肥馬の前れ慶と望んづる。因爲方立誠彼
うな念を望むけ。你甚心底よむて是逝す。肉を殺又
子討果て支拂ひ上野を定。切とね死さん。他
事乎。先一立誠かくこよ立誠。脚心底代飯とす
先立誠よに。も姑氣よて幸れ心中と。立誠。自然謀の敵方に渡り。事と憚て先黒度と了せり。
つまにて安二れ心底と。立誠。取立誠と示し合せ

夏暑日長き小憲冬寒の霜凌只仇を報
き計算よ心よりき思と焦り忠志の社天鑑何
室かんと頼母一トアセ覺へけつ

御井内秀久文と頼母ニテ後高弟改代内近家此
家老於之從して此家家老職一人也其上頼母故而直
長直無双の寵臣にて長直妹と頼母は嫁し男一人出
生し長直是を慈愛して將軍家承し自分のあふこ
そ領知の内三千石配分も則今の所考合せ渡野を以ち
是や其後頼母嗣子を小依て位前少佐平伊豫守家老
池田玄蕃子と養子贊にて家と繼し則今有義
是や因て内弟女妻ハ長矩の沒才遠やあはゆ法にて

日本家中の宗教と通例よ起りかる者多雀よ名石記と

浪人尊物語之事

小野寺十門京都より下る旅宿にて

おじるゝ物とよむし、月ハ要せ外れりやり
少しき歌と吟りけまゝと税と感情とやう
こうけん事と不圖ひかへり仕事にて

故郷有母秋風涙 旅館無人暮雨窓

何某母自害之事

一味之内 姓名未審追可考 去年赤穂と立退一刻を母と伴い江
戸へ下り山崎利兵とくと云ふ町醫者少ゆるの者なしを
先に毛と紙金と身の近い宿宅にて居し

はるう同十二日を毎方（もんかた）訪（のぞ）、車と宿の小屋（ちや）に七君の
敵（し）討（う）（きと古停軍（カトキウイン）中一味同心仕既（シキ）、咽高目上野殿
宅（邸）御（ご）にてりと各々合（あつ）然生死の間跳斗先是（アキニテ）御時
こね底誠（シモトマツル）もじゆり流（リュウ）を毎度（まいど）なれの企（くわく）と女（め）を（と）今
送（おくり）知（し）を承（うけ）とよどて恨（うらみ）と魚（うお）タル候（ハスル）疾（め）にと（ト）よく
いは済（す）不（ふ）便（びん）小器古内（コトナリ）心若水（ヒガツミズ）成（な）てりと今日近延行候
と（ト）一（イチ）と袖（そで）小いゆらき御（ご）大らよ車（くるま）の源（ヨリ）と御（ご）てりれ
せしむ（せしむ）むせと斗（とう）めて不景立利斗（アリトウ）を書（か）れ部屋（ベニヤ）入
一（イチ）時移（ヒメイ）きことあう被（ひ）怪（アヤ）として物（もの）と見（み）き草自
害（け）一（イチ）げつまことて衣（い）ハ紳（アヤシ）よ渙（ハラハラ）今ハ息（いき）之（の）絶（絶）え
死（死）見（み）原（ハラ）よ同（とも）われ心消（ハリシタリ）ては（ハ）漏（ル）と麻（マ）り（マリ）も傍（ハタケ）

一紙（いっし）を残（のこ）して老母（おも）事（こと）がりつゝ心事（こゝろごと）辛（いた）きま朝未練
の働く（くるき）とを教（うが）き、末代の恥辱（ひじゆ）と残（のこ）ん事（こと）はもう小口惜（こくさく）
と云（い）道（みち）より先（まへ）の命（みこと）名鑑（めいかん）の情（じょう）（き追付深（ふか）く
至（いた）りと達（たつ））一（イチ）書（か）是（これ）をとくとくよせばたゞ
てえん方（かた）とお一（イチ）甲斐（かい）るき體（からだ）よも付（つ）てうきは既（既）に
や断（やぶ）アヤや斯（マサニ）て底運盡累（ハラハラ）とよ憂せよとへり、且事
とく、只（ただ）而名殘斗（マサニ）論方（カタ）ふくまねいとよ圖（マダラ）小
わぬ親（おやぢ）の心子（こころのこども）の道（みち）より先（まへ）立（たつ）か不孝（ふこう）罪骨（ミヅカ）
徹（とお）とて悲（かな）くあいひ義（ぎ）とれきひ孝（こう）と害（いた）を孝（こう）と
義（ぎ）と於（お）んじい別（べつ）けをふ憂身（ウシム）の累（くさり）やと暫（まつ）く絕入斗
なマトウトウトウ乞（アガ）と兵士（ヒンジ）は習（なら）い事（こと）と係（關係）ん

仰謀、一々もひり、さればつぬるき今れ洞を
追付深くをゆき遂げ早と追つきまどと途川
を仰ゆとれて所あべはて今、せよみあ
を車れり恩愛妄想の雲暗て輝く高如の月
考妣の遂禰と照さん事の教有(きよ)と遺體(ゆいだい)
たのて取納ゆやせゆて今日仙石宅めて
女の白小袖(しらこしゆう)の者わざあは者たるきうとい
私曰寫義(ひがひ)事
この卷より

又或車より曰先武林唯七、母や

又或人の曰武林只七、内通近乳母のよや不以て日
本の竜恩と深きりん内通近生害節と先達と之

而母よ自殺とぞ免てゆる、かく母子大よ別
て仰厚恩の者な被ハシムと存命可仁時より
のれ敵の仰伏わし、されど私も追付行伝ひたて
ゆりせ、母といふにも自分とたゞよひすつれを因
葬送執と官と拂ひに意物の因みて自害と果る
其後日、七、赤穂よ下マリタサセ後援羣の勧款はと
き

夜討評定之事

上野奴屋浦本庄、湯深く底よ不ほゆ(よ上秋家麻
布の下を浦よ効先と造て常月近て移住わき
支よ頃日より風氣改延引めて石の女房等八先立

て新窓（引越）へかよ十二日にも醫師診脈して来
風邪去つゝ不ヤ間遠路いそと申に付背くと送引
わる車運の税（税）を拙（づた）なり使ひ由々風也（風也）よ吹て十
四日小（少）至窓と同在着て口合せ一時故（ゆゑ）もれあき
ア移（シテ）後以前にこそアヒミルタニモ

或平より曰本庄より遁世者一人わざと昔、常道を乞ひ
者歟。其の能波にて薬湯を好み上野東方（もや島）
をへて一前まことに近所よ枝川勧平辰代（さだよし）とすく
入魂（いりこん）よ成る。勿論吉良方（よしら）は極度の愛合の爲な後、内通され
浪人の由深く隠（かき）りれ。彼遁世者（とんせいしゃ）は筆致（ひじ）が書（か）けの用事
旨（み）本庄人（ほんじょうじん）と未（ま）來（こゝ）しと然（しか）らぬ所（ところ）を十日上野東方

あり當十六六日は内之は小引越へて在へじを
浦の名残よ葉と振葉り度る何日この日心涼よ波
是可也名下外れ使と先づ自身初の方(有)モ
是書は頼しけふわ節下人他も多可也と云ふ初年
某持参へ役と達て下人の傳よおり上野を浦(有)
哉其序よを浦の内と仰しゆマテ其内務方(未
ア上野久祐従の日恨と告あせけふ

或ちよ白刃を以て夜討評定の時アリハ各腰よ全すと
付ヤシル——若世間みて何き浪人ゆて渡せよ因窮
貢て餓死せんありハモ乞派よ不及ケ核の企を致シ
又ふ少判有(き)事よひ取討の急誰よトシ不

慮の討死とわ。一元服見分の時金子と付坐。右
邪左の批判をも達ヤシ思爲と各金文を充済リ等

一列南某より京都の方送狀

一筆後啓と申す。右お施拂いた右不承胡言。麻浦在
時令極寒氣も御家内為。安全は。首落成。七月
中旬表に。左越に。そと。安息。左。許端。中條事
。伊藤情不濟。未仔。極。左存命。宣早。一筋。相招。左
死と近い。お見え。於。けせ。古書中限。御候。左よ
別ら。左。残。左。日。以。ケ。極。左。人。か。と。脇。左
ひ者。左。云。左。未。左。渴。左。不。左。日。の。命。左。迫。左。う。左。一。左。
御地主。左。候。左。事。左。未。左。一。左。名。左。残。左。情。左。浦。左。於。左。最。左。後。左。傷。

遂ひ。右。浦豐。候。よ。じ。度。左。天。晴。潔。く。鉢。死。可。仕
ひ。京。可。活。下。左。委。細。渴。左。意。度。左。急。引。よ。六。何。と
左。ん。心。固。衰。行。鉢。と。是。左。祝。筆。あ。よ。左。御。宣。義
奇。然。指。門。意。得。左。頼。隨。右。親。大。儀。行。門。偏。左
頼。の。意。日。即。意。別。左。頼。母。衰。左。今。度。左。件。左
荒。左。書。付。殘。左。金。左。日。左。爲。左。履。左。手。左。傳。左

十二月八日

何某啟

追啓上

欠席之者

一中村清右衛中四利平。之。於。不。十八。此。三。人。江。戸。と。不
よ。京。市。友。元。西。沙。波。と。高。浦。中。取。水。取。一。鷺。

利平にハ土月六日十八清属ツハ同十九日の夜久落
仕以奥千萬シモ

一小山田石鷹ツ毛ハ去二日よ小祀食事と盈も欠落
不及評假去夏父龜城是院ニ至傷寒病より先兆
悔大學歎に伺吉恩と承と設方便因教教方、設何公
首を下けモ終て同志の人数より亦此度の首
尾よ驚き迎る大怪病の世道者註く

一猪巻切は鷹井に忠義於浦久石鷹堵者尤別て志友
奴よての高春討て捨ヤ若よて大空立滿歌と氣
毒よねー逃一空殘念なほ後あはる會士
ケ猿メヤ、其少モ由アセテウタマ

去年必死格人教之内

一多川九左馬不村孫左鷹松木刻文鷹井口平翁太極
教高之傳教高前野刻文稿を洗清回中立寫う而
立寫生源十鷹右鷹田中代鷹田村主鷹田中廣右鷹
鷹主右鷹近義新たげ者在ハ京都主モ不日よ
別トヒテ古テテ立寫生源十鷹二人主京都主モ不日よ
急きテ立寫右鷹二儀とテオガ根ツテ逐波アシヒ
同志の内よての保順き者此事より不及言及
一奥野將監川村傳教小山源左鷹を友源四郎は人
究竟隨一者立よて怪病多方不及評ひれ行教

恩浦おふくろ

一 平野半平ハナシじ者めハナシぬよ門番ハナシ方よ西佛地ハナシの代金を
之と二十両盈ハナシも京都より方ハナシ小路隠ハナシき住ハナシて居ハナシゆ
前代未ハナシアの事ハナシ。

一 佐藤小平ハナシ三左衛ハナシ門ハナシ脇病ハナシ者ハナシと向ハナシて小平ハナシ只今
と有能ハナシれども處ハナシ赤穂ハナシの竹城ハナシと永井ハナシ信重ハナシと慶次
上ハナシと拵ハナシきまつハナシのよまとてと御ハナシりよしと抱ハナシき旅仕ハナシ宅ハナシ出
てはやひよ人の行ハナシ爲ハナシ禁止ハナシを萬ハナシよる事ハナシ。

一 國本ハナシ左衛ハナシ門ハナシ長澤ハナシ左衛ハナシ門ハナシと義徳ハナシと上條源
移ハナシ新田ハナシ中行ハナシに左衛ハナシ門ハナシ稻川ハナシ十郎左衛ハナシ門ハナシと
山ハナシ安原ハナシ豊ハナシ右衛ハナシ門ハナシ谷保風ハナシつけ者ハナシ猿病ハナシ龜

不及評ハナシ

一名勢ハナシ八鹿ハナシ義ハナシと存ハナシかハナシ通ハナシ者ハナシ由ハナシ孫ハナシ有ハナシ之ハナシふる
身ハナシ被ハナシ之ハナシ時ハナシ氣ハナシよる威ハナシ威ハナシ命ハナシと情ハナシ憲ハナシ名ハナシとれハナシ役ハナシ安富ハナシ同ハナシ役ハナシ古

一 落山ハナシ宗高ハナシ渡ハナシ急ハナシ荒川ハナシ回ハナシ急ハナシ下ハナシ急ハナシ井ハナシ近ハナシ急ハナシ落

言ハナシ佐藤ハナシ左衛ハナシ佐藤ハナシ左衛ハナシ急ハナシ渡ハナシ急ハナシ井ハナシ近ハナシ急ハナシ落

ひまた左夏ハナシとハ文能ハナシと天高實ハナシ代ハナシ時ハナシよと成ハナシ仰ハナシ風ハナシ門ハナシ

そつへや。

一 原宗高ハナシ養子ハナシと立事ハナシ先ハナシ大坂ハナシと久麻住ハナシび隣ハナシ

とて表文ハナシと見ハナシて迹ハナシ立事ハナシ不及ハナシ言ハナシ。

右ハナシ有榜ハナシ互ハナシ必死ハナシ一陣ハナシの物ハナシと固ハナシのれ或ハナシ私欲ハナシの爲ハナシ
君ハナシの道ハナシと忘ハナシ或ハナシ妻子ハナシ繫ハナシし旧君ハナシと捨ハナシて落ハナシ矣ハナシ

とれ日より多くは身を心の心にて事に妨へ成
今りと相残れよたる念後よ成(き事必定よ行財
早く可存立と評儀お詫び事廢居の後も討死の名を
恩友成行^{ナシ}財よハ活残承以與よたせよ佛徊して已
氣^{アヤ}暴惡と隠^ヒレ^ル歎^ス也^シ禮^スて事に傍^シく^ル謂
被^シ車と今書^シ誠^ニ亡君内^シ反^ス難^ス代
小不^シ意の罪儀出来^ス 敵中無憚^シ罔^ハ法^ス故^ニ念^ス
害不孝の兆^ハ渙^ス況^シ之^ハ若^シ前^ス宣加^ス相叶^ス
ひ今度我^ハ存念^ス達^シよ^リ若^シ前^スの宣加^ス相叶^ス
承^カアミ^シ思^ハ孝^ス道^スと^シも^シか^シ使^ハ元成^ス
よ^リも一^シの患^ハ十丈の難^スか^シも惜^シハ一命^ス

身^シ済^ス生^スあふ者^の習^シて水火^ハ餓^ハ死^ハ爲^シと非^ハ武^士
士^ハ良^キ道^ス體^スと^シ名^シと^シ後^セよ留^フ車瓦石^{タマカモ}
に金^シと替^ハふ愧^ハも^テ仰^ハ心^シよ^リ悔^ムくも^テ早^ク
ヤ残^ス一^レ以上

赤穂^ハれつ^シして有^ルゆ^く今度城^ハ設^シ治^ス付^ス四^ノ
民金銀^トよ^リ切^リ斗^ト不持^シの車^シ上^シ減^スと^シ是^ハ情^シ
の変^シに^シ内^シ裁^ス判^スて城^付の金銀^トも出^ス上^シけ金^シ
六^シ方^ノ割^シ配^ハして渡^ス一^ケ金^百石^ヨ六^十兩^銀十^シ
費^用目^ハ六^月の割^シカ^シよ^リ一^年渡^ス人^有罪^ス
仕合^シて^シ家^族を流^ス老若男女内^シ不^シ名^残不^シ
えふまふを^シおう^シけ利^ス

新撰大石記冬之巻抜書

御領四ヶ所あく事

細川越中守網利十七人の者よ其夜を逃りし今般、
何事より大儀なる事ともの一言や由來承取る事なく
有ひ厄々より成てやら御清とよふねぐく刀脇持又と
こねき板を抜けふらはく板を一にて細工人より付す
うち内よ雲次の服差代金一枚乞ひして多く宣ひき
背折浅の道より一砌屋たりふくも右板主の事
地乞人等十七人の人々よりゆせん序よ何きも詰梅
筋道をほおと抜けしけまゝ内をゆく筋の作の
ノノ糸不相應の道具として乞ひ主内通ひ者

い而时に承認すと再び承認
ゆきの道奥まで
御座る吉野城を退散^た_{えん}し砌^{せき}て志の者^ハ能^ふ仕^仕可^べ無^む
至^シより合^ひ人^とも請^{うけ}今度常^{じょう}一^いヤ^りと御行^{おこ}け^ます

不痴々へ渡れり
と云況て有之

松平隱岐まつだいら くにきより人ひと（を遠とおざされけ）御砌大石主税おおかいだいせきより人ひと
りふ、親内おやぢ義友よしとも（ひろき）所ところさ従つ難むず役わくたる。母弟おはだ
兄弟おはだとわふやと弓ゆみ（ゆみ）流ながき、母おは上方かみがたより來くわらひ。私弟わたくしの
山彦さんじん是これと母おはと一ひとによれども、てす従つ落源らくげん一ひとけ。私
隠州おんしゆも是これと見うなが難儀むづかの神かみそて、室むろて免角めんかくの核かくもしく
て不易ふしきす。三度さんどと立たつきけぬ也よ。四ヶよんかほな小姓こせいけい。作念さくねん
ひよ勞あわす。アラシの鷦鷯アラシのセキセキ。御大石主税おおかいだいせきより人ひと（を遠とおざされけ）御砌大石主税おおかいだいせきより人ひと

朝夕の料理も少食にてまとせ菜、曾て不食一五日もて
若精進汁を啜りて不食で半日好むける。重ねたまひの物
出ても勤めりて不食や是が不圓切腹也。仰首時の儀
人々遠慮ひままぬ御とて細川も、二汁五菜の料理也
一、三四日過て肉参政と始何を以て私に因風次相果也
後精進まで至るを無事御意奉仰地乞は付今日とハ
仰料理站下の明日よりハ一汁一菜の精と仰料理站仰付
事事ハ可辱也ア育其の意より仕事の晩食也とハ曾て
食ひもれと習ふ者とて今晚御中寒氣付幸缺
中身何の食物と申付給はれしに変り宣くお年とお母は
と存候候れどと申すがされど御の時を思ひ取

未くまむらとて給けふ旦又浴と毎々付く如何
下常ある湯入るを毎々一人よ白衣一つ下常第一筋
つ出る是も十日斗とて前入毎日浴作付く
医難をまねく渴えし候と云前ト後を存仕は作
付く付くハジカラ致すと有り候ハシテ度思と
付く支うも四入り一度完浴付火津ともされども火
起出一かきやうに候の細とけぐの前より一毫火
消ぬきハ又因於於火津よも替けふね又二月二年既
の元後ソシの通安を遙重よ相勧つきゆみて摩斗
日上下と出されけふ

片岡下人元助事

行國源を爲う初から石は元助と云ふ事履れ行と去
多赤穂と立退け御時も晦と出でん江府まで石運げた
く貞心旅者ゆセ無れ小三月二日朝源を爲ふえゆと近
付てと。他國（立越え之上もかやまを見ゆる）近國よ親
類等と有之事なれば先（も立寄事有）たり浪人の
の者にて下人として引連ん事何をと彼乞そと汝よ
とさうるをと何方（さうるを立越心但と有付くと又作別
一赤穂（ナリヤヒト西）如何やうれ持と役一渡世仕と
念はよアケふ不と先以古之上の事若立越心儀見立
名義ま行よほ候下さん（きゆ古情をもひ事よまね
むけ一方（即越の底下人）と引連ん事なまし儀は遠

主の臣も仕仕の方、石連くれて先候ひ尼久よ成り
ましく御一折より至り難く、別よ於利たるを
ひる一人着仕てゆき、御先途と見えづけり度と誠に
綱儀もなげより一中、何方ともあき睡をして漁を
も永く石仕不役よむ、何とぞもうしてふ件、西度
やましら、うらあらゆまんたす方儀別深より睡よ
當地まで石連れ、れども只何それく跡とぞんて
ややく、あや薄氣其方首とまじめに見え
某も浪人ゆ心も僻くせ申、汝うすれほとの事氣す
にわくと累々放眠とぞんての事やも荒けす
アセハねえ乞派をき御意れ趣なり終よテ故の御言葉

所リヤマヒレヒ、ハ免角口上は、とゆつまゆとて不第
往キ立けふ、海源も、意ひて後て、おと立見を
き、既よ自害せんと、けふと走つて、躰ア彌見とと
きこやく何ソ、まか存念よテ、故のは、金を沙汰
の限アと、呵ア宥け被はざれ、や落源して先避
私不存よ内仕を下る、而見限つまゆも、まゆハ
而後何方、立退て、やうと、お伊を、下扇の隨分と
奉奉仕事よ、御意よ、應セさぬうへ、達モ生て
甲斐るく、とは、説ける、涼みを、愁の事ア、も、
捨られ共、漏れセキ、も、免角先暫と宥、近
きよ有けふ一味の者一人呼んで、右と便く活よ

セキを右派と流し彼の心腹不侵千萬件事や明夜六
亥年早せ上の沙汰よなとや事もれ今宵一氣の内懲
シヤーき筋しなりしハ其と知セヤされど若くは存念の
通とヤマヒリシハ故に御一矢事と私武と云智
ならん事生々せ忘却つき仕合む貴とおく賤と
御主此恩を報へかま事は存ねば難ようて可堪え
内侍て仕とヤセハ大切を心至れ敵と付ま事も絶ハ一味
同心の御門内一人を下人ハ古きヤヨリと内侍及
示一説ももうハ是派よ不及討拂ハシマサて何きか御差提
ハシテ切腹と可と勿論此時も下人百選と事異く
安堵や松の尾つれ某一人を物と送りんす事くして志の

社ハ税若壁カツカツハシムと含けまひ委細承知の何とヤ家
と何とぞ即爲の宣旨よこす事も御つし何様に御差
に可仕ひま仕ハシムと亥早曉と事よハ彼の意と見
送アヤ度由ヤキは然ハ跡よほりも沿う門外と來アト
とヤ含ムハナメナ日者平穏とモケ門外引出ル於何者
トハ不知一人ぬちく事無ハシムと明暗よ物の色目と見
つゝ神ハ若敵方ハ者から咎めらる小源を篤進ハシム
下人よて汝いまと先約ルトスレやヒヤセハ元助即奉命ハ
達さレ被ひ引と先約ルトスレやヒヤセハ元助即奉命ハ
ヒヤセハ首尾ハシムと再び連まること免アヤシミて密林
をも出一源みちと始めるぐにモ店喰乾ハシムセヤシ

一御息つきよ石とておしや配つ御立退ひと被
上方何方までも仰供てはとヤセどと心入ハ神妙丸
大富ちくうりかくそれ必跡と慕ふ事勿ま早く
立退ん事某う爲やとヤセハ承るをとて立別きよ
六月くとすく仰方とすをねつてよし源久鷹之助
鶴守者と見う事と聞下扇よりは稀なる心腹をも
未深くよ可居向まやわく弓もとまき由をれども
仰拂ハ絶よ知さうりふ

御仕至仰評定の事

今度因通氏家來藤志の事芙蓉の間仰役人限

ア小人てねずみ通す入れよ詫 仰付十二月五六日限
各抬よと禮リ承箱葉丹後守一人斗ハ入れと仰退有
ルれ是ハ元前内通切腹詫 仰付け承時仰猶豫乃
致ア上り御處よ上意よ應とさくべき仰ノ壯度の入
札遠意の申沙汰あり芙蓉の間仰役人仰も中
所詔豊後土佐相模小笠原佐渡秋元但馬守仰平
美濃守松平右京太支若年守、箱垣尉馬守平支伯春
加賀守井上大和守寺社奉行河野毛澤守平支道正
少弼永升伊賀守養者番元大目付仰角守辰年守
大番江仰書院書院へけ小姓書院町主行方初定江
吉作事奉仰常請至仰と承ふ

四十六人切腹之事

何事一と最期は仰盃頂戴仕て相累々及念願小ま
存ちヤリ後ハ越中守むの事とて長柄えの池子あて不致
盃たまと賜マリム

不平隱收もあて作波の以後隱收の人に出來る従事
ニヤさんども今取ハ其方又子を小切腹定てを母を
別してて爲難儀を母方(何をヤミキにき事か)ア
何事にてとも申す(ヤヌアル)懇請よ相達^{シテ}ト書狀
と而ヤ儀ハ難儀^{シテ}よそヤ墨^{シテ}ヨリ直^シヤヌアル
ノ後ハ主税承^テ御意難^シ仕合冥^カモ極^ム矣^シ
私父因^シ私因^シヤヌアルハ万一一命即助との事有
之大手^シ其方杯存令^テ仕^シス^ル努力^シ存^シ海^シ必

自殺可仕め若命即ち主ぬしなと可仕めの心底こころ、哀かな
あは草薙の陰かげより深く恨うらみ可存まつる豈いかずい
曰いわ臍はらナの日泉無守小竹こたけて此医再之よ食く無人むじん今致切
腹はら仰あお付つけ被は儀ぎ私わたし於おて別べつトと至いたの如ごとく事ことなる
右うの如ごとく事こと放ほれはを母おやぢ最さい期きの腹はら仕つかる
之そハ今又また中なかの儀ぎ安やすららんとと腰こし内うち懇いん意い仰あおる
抱いだキき詎なかかる體からアリ後あとハ隱ひ川かわ也ゆの外ほか施さ病びやう
別べつ恩おん仰あお付つけて免めん角かくの言こと葉ばなく入いヤえしし而ひ双方ふがい
よ深ふか中の沙汰さたすうと先春せんしゅんより主ぬし就さ病びやう氣き
相あがはきは隠ひ岐き醫い師しよ診脉しんぱ仰あお付つけ被は東服とうふく用もちき
由ゆ移いカ付つけるるとと療養りようよう儀ぎ達たつて到いた一いつ

小同心をもふと併て越中をア達一内家外より來
服用の如ヨロ誠ノ如小波度の事は雖中も因多故右
之恐ヤアアレ如ニ先以隱川村乃慈義代仕合能シテ
左免角ア上かくくまゆ保ナシよ成ル（ハ療法
乃儀不入事ハ存念にて茶服不仕セ可也在親子
トモヒ最早立満アリテ六意見アキテテ兩引石往
儀ト可也ムアリセテ仕合小圓キアラム（ミラマアシテ
誠中守トモ其由カラシテ藥服セセラマリ前田氏
にて一人_{姓名}切腹の序ト所ト以テシホヨ唐派一而ヒト
得シハ何モアツ無事ヨ見アリムヨ面ト獨け相_{アタ}
母外唐派仕練の仕合多内愧浦存保全く死

と思ひゆての諸侯にて無事在私儀、終中西通
此厚恩と蒙りまゝゆる者より只と以切腹仕
ゆ付てハ恩底の深キ所存出一施恩諸侯仕ゆ
タル禮也誰も候おもふ者とおも候、何と仰清
なきやうよひ子細と拘諸可仕私儀ハ元至内通
道具お小てぬに取立テ後は小口付き在す所の
者小口付れ候後は小口付き在す所の
高祿と給二重ノ賄也後儀オモロ付テ彼は先小口
有り者尤甚代の仕小口付ケ折し道具おなみ
め乞ひ並小切腹など仕事ねく有かき厚恩と
今更君恩の深き所存一諸侯仕多由と仰りハ

何と歲次より施さつて。一祝より者至るの由アラテ後細川
名下より惟子白小袖二つを浅黄に上下と爲れ
或平より細川家よりハ内着及一人より白絲の小袖を賜
とわど生害の傷ハ庭より候包と稱スシト四箇在小
同車や細川家よりハ墨ニシテシテシテシテシテシテシテ
洽にして浦則遺骸と至る包ニシテシテシテシテシテシテ
合紋の幕の内アリ又別よ無ニシテシテシテシテシテシテ
きカケル水野家にてハ車ニシテシテシテシテシテシテ
の赤緋と洽シテシテシテシテシテシテシテシテシテ
ト松よ包じシテシテシテシテシテシテシテシテシテ
す車と並小用細川家にてハ一キ張の屏風と用

承自餘ハ久引と用ひ且監物志在の方より侍又人立
立至達庭上より仰りて身も心も清らかに立切腹を
免ハ各平伏し別人身起ハ又右ノヘ隠川方より
ハ直税員と實役の禮式檢使見集より承以下ハ
主儀より利家よりハ木林只七从者人神庄等
うち損ノル總ハ只七討休リ承り起立後而てゆ
承くとてちたとヤセハ庄馬裏マサヒ西音
て之後多摩ノ討承け承仕損ノル双方代
仕形見事より利家より

泉岳寺より金六十兩銀十枚
毛利家より銀二十枚水野家より銀二十枚先と贈

葬送とかれしと嘗てりふ

辭世

神崎則休

空去赤城窺敵鄙

同心誠及衆屯酬

生前擔扇荷慕孰

神崎五郎獨則休

中村正辰

梅よ香じ茶庵とあふ一丸出の旅

中村其角謡の門弟として河原一子、中村生害の後は句を
数句のみにて追名の百韻集作りたりや

大石良雄

みにう川ふ花や藻角小浮うて散」と恨じ岸北梅枝

富森正因

龜うてまにとすすめ霞う耶

紫匂ハ其討の時間嘉慶陰下は短冊より都合は致と書付
事あるて御反小ハ風流なる事として某も鄙佑む
事あり似せやうも一にて紫匂と舊下よ書付る
ゆうん

初石塔よ浅野内匠氏忠臣と彌刻一ノふ仙石向む
坐及禮忠臣の二字と除き然るゝきちふ依て家系
と改るる石塔卒都婆婆等結構よ嘗てもう是といへ
如何花ふと結撰よ改まふ一ノ只今此内ハ嘉祐人を主
ゆふ世間のもの沙汰ともすよハ先徳便よ相意ひ定
めづまも仰奮するより因く折るわ外依えと後ハ
名詔人をだやもくハ入禮すりけふ

寺坂事

寺坂吉左衛門ハ内匠氏忠臣や孫孫の志ある者みて恩

義と慕ひ今度の列よかつて年お付の時を根小
よりて若と嫁ひと宗越る者やわんと遠見
て居るも一上野ぬと討セ相馬の留とゆ
あり急き毛りんと腰骨とうち及弱儀ルム云
大上野ぬ首と見わけ大形みにれて我お不^{アシ}小腰車
損レ仰叶^{アヒタ}レとつた中車とを上は是また小腰
写切腹仕承^{アキヤマハ}と内糞^{スミ}取^{スル}て上方一人先
立詫^{アシテ}み事や右一因よ切腹とをひん先寺と退き
やうにと達てヤモ小因て駕^{スル}家と何き^{ハシ}と从抱
一泉岳寺^{カツリ}門丸松墓前にて内糞^{スミ}又計ひ^{スル}て
亡君小死^{アリ}士の列小一味の者す了何き^{ハシ}とすと之得

せうふ一きゆやまを依て若祠と至り水野監物
而死して當春病死しけふ一向宗のゆく同家代寺に
葬ル

一命と隨一船一列の葬と得て此事に幸後
為小車意なる事あ

十九人の子た遠鴻之事

一列子た十九人遠鴻作付す内出家をふみがて
多鴻（モモロシ）小及シムのものも作

一村役改立萬町を引て百八十方事今度の企
と父より知セヨモリヤシ乃シテシルふよ移設
年小笠原佐渡の方に至る今度の儀知セテ
若小笠原佐渡の方に至る今度の儀知セテ
放熊糞内不仕拘と相見シテシ事ニシテシ
曾て不ねもヤル家則作出す船一趣ノ渡され
讚歎わゞ

一原惣右衛門妻中庄小佐完一五歳の男子養育
作付一ツヤまね起よ遠鴻作付儀先ノ廢幕
とヤル家先と云詞（モモロシ）とモハ不よ於て

けきハ親兄弟切腹作付傳ハ私儀と同罪よ作
付付一ツヤまね起よ遠鴻作付儀先ノ廢幕
とヤル家先と云詞（モモロシ）とモハ不よ於て
讚歎わゞ

一原惣右衛門妻中庄小佐完一五歳の男子養育
一明一着と一處小今度流罪作付但十丈そ
多母子小佐完の名す町の名すまで作付漁船了
彼妻中庄小佐完の名す町の名すまで作付漁船了
と汝のまきりぬれよ富年代替船物を取く御餓死
よて及肺まで汝の者とおなじく御餓死
此れの所（モモロシ）而前する事までハ養育まできら仁廢

されど妻ハ其の夫妻ハトヤツセリムニ二日もて彼
妻名ミアリト作事御ある又藏小屋ノ半分
まもハ十年斗もあざる。之と以縁者とねく一町
の虎中、古昔オトクナヤんも達也千万より多
き書屋つゝ密くよ紫不立退アミキテ虎去
因てたれ心得下ヒトヤケキハ名を因て立方
母子小育してモ一町の車を走ハ一人立退キ
ソシキ者とねく。上町ノ立退の不立退後
何を却て難儀よ及ヒトスルト努メ虎乃
存立わふ。ノヒニト聲ノ割詞ト加ヘテハ得レ役
キリミテ立退ミケム。同十又八日未明右之をと

書生男子と利殺トチオも自害して累よける

一矢の爲虎子化十扇ハ吉年七歳の時、うひ旅中立
奉出。至るも初めの者。因ハトシク石に付
利殺者にて主人夫婦乞て娶トされ。小石は乞
而今度又爲虎子切腹の事必サキヤ。まきや家事中
了墨ヤ付至後多シ。二月六日主人方。町主行不う。何
所にて。アソニと主人夫婦不復。よみセラ。定て生害仰
天よ多く發ト。出立。き由ヤ。多モリ。定て生害仰
先ち何方。遣アソニ。セハ町奉り。不う。矣
主と見ん。そ。呼よ。手。アソニ。主にての如く不約

後まことにあとやられせきは仰十席たれとて、有ぬ
くの父竊石鷹と切腹作付へ徳のとて、人の事承
る所と同く生害の人の事小作の首へ誰う
討ひの處かが一々度儀もひらむぞと名とばす
とわざしてとやせは主人丈婦もぐれおき者と在
今更憂目と見ふ事も漏も聞ひ免角の過失と
波へ得てをりゆう測ももくうらてあれりふ
然よ彼者いま初がちと母とすき者され、十歳
三月、主人へは取てゆうと多所ありて父切腹
の事とて、もう一向よ父の事のいわが悲し歎
きて明一考しげふぞ衰きねど

松永土齋事

文小元祐十八年、牛八月大坂町より江戸河内守へ
至行ゆに者あり。子幼、何町の隕屋のとやう者にて、まことに
先に陰四十日詔を出で、來波へ相波の保好にて、
在るゝ物よびて、後日の内皆と奉恩申訴する由
セハ、す詔と云ひて、ゆく密の小町越年、天野慶應
を呼んで、河内守に利氣をもつて、成りと頼むて私説
儀、乍らとる浦して、波に免氣をもつて、度也ヤセテ、方為
於ふ向く思案波へヤ上、きらり付へれど、

支後再三密くよ尋ねる所と云々不思議な
く抗ひ及度に絶へり終て曾て白狀せざれども
食役うや家を委託して被済障子墨の縁まで
して吟味をけらむれし大如何あれ事大志し其
後大坂町中よりす細々知る者、曾て無く不審
けふ由翌年未四月天野屋尼氣の前よ於て事務
のゆき届け言上て仕業有之ゆに依て幕を下す至
一弓あるく如く尼氣より私町人のおもむきとて
大石内藤氏よ頼れりゆくゆく妻子才命とて立たん
之連絡へりけれど木刀よ仕込或ハ腰子或ハ鞍架よ
を盛り事にてひ度の内藤氏を立とそけ當春事

済やに承て紫微言と仕ゆりも河内を守りき
ぬ町人のかくして見事み心庵驚き入る
中めて江戸へ往進するに成りて右に論有之假
主者の儀ハ町人より事跡ヤモリハ主神と號し
仰は盡心仕せたる(きせゆ)利善石も大坂近教
家財あい妻子より賜つて其の後京都小笠原に移
永ち未だ改名一清東知恩院門前より住むるゝ也
或人難うて曰土井心と角ひてす誠よきまことに
やまともさしげ海に十車と一筋よ祀一事因承後う深智
下て又一矢やと竊よきよ既よ主制異様あるゝハ
旨わふもよ於てハ教の多才よ限るゝべし況や教

十人の心渴てかゝるに耶評さん事何んと欲き
つとも燕雀何を鳴鶴の志をかんや思ひ却て
義と害さん放よどみてげ小止後暫可貸之今
夫七舟ハ義を見て雪わる者にて能く左不出
ふ者わん外因爲又能其人と識きと謂川下
布喰して風列なり竜吟して雪と嘸もの観るや
作る豪小剣を乞ふ御節仰代よハ武を休め
藏へて廢きとあらとくねまえ

神武靈德尚今日よ運ひてめ引れ盛に後の人は是
と謡やと携の社うして其義と毀す事無ん幸甚

